



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 告示

- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定
 [保健福祉局障害福祉部障害福祉課] 4966
- ▽市営住宅の退去者に係る滞納された市営住宅の家賃及び駐車場使用料並びに滞納行政財産目的外使用料収納事務の委託
 [住宅都市局住宅部住宅管理課] 4966
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局東部建設事務所] 4966
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 4969
- ▽指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和39年3月告示第137号）の一部改正
 [会計室会計課] 4970
- ▽地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について（昭和39年3月告示第138号）の一部改正
 [会計室会計課] 4970
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（市道 西垂水27号線ほか）
 [建設局道路部管理課] 4971
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（市道 舞子99号線ほか）
 [建設局道路部管理課] 4971
- ▽道路法による道路の区域の決定及び供用開始（市道 前開48号線ほか）
 [建設局道路部管理課] 4972
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（県道 明石神戸宝塚線ほか）
 [建設局道路部管理課] 4972
- ▽道路法による道路の区域の変更（市道 弓場線ほか）
 [建設局道路部管理課] 4973
- ▽道路法による道路の区域の変更及び供用開始（市道 尻池北13号線）
 [建設局道路部管理課] 4974
- ▽道路法による道路の区域の変更（市道 住吉村合併10号線ほか）
 [建設局道路部管理課] 4974

公 告

- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域
 [住宅都市局建築指導部建築安全課] 4975
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（御影クラッセ）
 [経済観光局経済部経済政策課] 4976
- ▽土地区画整理法による理事の氏名及び住所の届出（神戸市名谷町社谷土地区画整理組合）
 [住宅都市局市街地整備部市街地整備課] 4981
- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）
 [経済観光局農政部計画課] 4981
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付き）
 [経済観光局農政部計画課] 4990
- ▽農用地利用集積計画の決定（所有権移転）
 [経済観光局農政部計画課] 4993
- ▽大規模小売店舗立地法第5条第1項届出の公告（（仮称）神戸北区上津台商業施設）
 [経済観光局経済部経済政策課] 4994
- ▽都市緑地法による市民緑地設置管理計画の認定
 [建設局公園部計画課] 4996
- ▽都市緑地法による緑地保全・緑化推進法人の指定
 [建設局公園部計画課] 4997
- ▽王子公園駐車場の臨時供用
 [建設局王子動物園] 4997
- ▽建築基準法第42条1項4号の規定による道路の指定
 [住宅都市局建築指導部建築安全課] 4998
- ▽建築基準法第42条1項5号の規定による道路の指定
 [住宅都市局建築指導部建築安全課] 4998
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定による道路の変更又は廃止
 [住宅都市局建築指導部建築安全課] 4999
- ▽王子動物園・王子公園駐車場の臨時供用
 [建設局王子動物園] 5000
- ▽王子動物園の入園料の減免
 [建設局王子動物園] 5000
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区白水1丁目）
 [住宅都市局計画部指導課] 5000

水道局

- ▽神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画部総務課] 5001
- ▽神戸市水道局物品会計規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画部総務課] 5001
- ▽水道事業手許現金取扱規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画部総務課] 5001
- ▽工業用水道事業小口現金取扱規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画部総務課] 5002
- ▽給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画部総務課] 5002
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定 [水道局経営企画部総務課] 5003

交通局

- ▽路線の種別, 料金区間, 運転系統及び近郊区路線等の乗車料についての一部改正 [交通局自動車部市バス運輸サービス課] 5003

選挙管理委員会

- ▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 5004
- ▽神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 [選挙管理委員会事務局] 5005

人事委員会

- ▽職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課] 5006
- ▽労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課] 5006
- ▽職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程の一部を改正する訓令 [人事委員会事務局任用課] 5008

告 示**神戸市告示第749号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成31年 3月 8日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	自立支援 医 療 の 種 類	指定年月日
あっぷ訪問看護ステーション	神戸市東灘区御影本町2-15-25 2F	精神通院 医 療	平成31年 1月 9日
医療法人 明倫会 老人 訪問看護ステーション	神戸市東灘区本山中町4丁目2番 3号 サンコー神戸本山ビル3F	精神通院 医 療	平成31年 3月 1日
リアン訪問看護ステーション	神戸市垂水区神陵台8丁目1-12 イトウビル3階	精神通院 医 療	平成31年 3月 1日

神戸市告示第772号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、市営住宅の退去者に係る滞納家賃及び駐車場滞納使用料並びに滞納行政財産目的外使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

名古屋市中区丸の内3丁目15番3号

TCF丸の内ビル3階

セントラル法律事務所

弁護士 前川 弘美

2 委託年月日

平成31年 4月 1日

神戸市告示第773号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3

号) 第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久元 喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	平成31年2月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	平成31年2月7日	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		

	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	平成31年 2月12日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	平成31年 2月14日
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 8台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	平成31年 2月18日
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	平成31年 2月21日
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 10台	
	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	平成31年 2月22日
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	平成31年 2月25日

	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 4台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	平成31年2月26日
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 2台	
	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第774号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

- (1) 西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台	平成31年2月12日	西区玉津町今津字宮の西333番の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
		原動機付自転車 1台		
		自転車 1台		
	西神南駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台	平成31年2月20日	
		自転車 1台	平成31年2月27日	
		自転車 4台	平成31年2月6日	
	西神南駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 1台	平成31年2月15日	
自転車 3台		平成31年2月21日		
西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 5台	平成31年2月4日		
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台	平成31年2月26日	
	学園都市駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 1台		
	伊川谷駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 1台		

神戸市告示第775号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和39年3月告示第137号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月26日

神戸市長 久元喜造

第3項第1号中「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、「株式会社関西アーバン銀行」を削る。

神戸市告示第776号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について（昭和39年3月告示第138号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月26日

神戸市長 久元喜造

第3項第1号中「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、「株式会社関西アーバン銀行」を削る。

神戸市告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成31年3月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水27号線	神戸市垂水区海岸通1348番1地先から	新	11.20	4.00
		神戸市垂水区海岸通1348番1地先まで	旧	11.20	最大 2.80 最小 1.90
	垂水里294号線	神戸市垂水区海岸通1348番1地先から	新	37.30	最大 4.00 最小 2.00
		神戸市垂水区海岸通1348番1地先まで	旧	37.30	1.00

神戸市告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成31年3月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	舞子99号線	神戸市垂水区歌敷山2丁目1936番6地先から	新	22.00	最大 5.20 最小 5.10

		神戸市垂水区歌敷山2丁目 1936番6地先まで	旧	22.00	最大 4.40 最小 4.30
西垂水146 号線		神戸市垂水区歌敷山2丁目 1936番2地先から	新	31.40	6.00
		神戸市垂水区歌敷山2丁目 1936番6地先まで	旧	31.40	最大 5.00 最小 4.80

神戸市告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、平成31年3月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	前開48号線	神戸市西区伊川谷町前開字澁谷586番2地先から 神戸市西区伊川谷町前開字矢谷742番6地先まで	509.00	最大 34.00 最小 4.80
	前開50号線	神戸市西区伊川谷町前開字室谷1328番3地先から 神戸市西区伊川谷町前開字鼠谷1165番32地先まで	423.00	最大 42.40 最小 4.40

神戸市告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成31年3月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	明石神戸宝塚線	神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ所58番2地先から	新	11.10	最大 19.20 最小 19.00
		神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ所58番2地先まで	旧	11.10	最大 19.00 最小 18.80
	平野舞子停車場線	神戸市西区伊川谷町上脇字表山1638番1地先から	新	210.00	最大 12.00 最小 2.40
		神戸市西区伊川谷町上脇字表山1637番1地先まで	旧	220.00	最大 7.00 最小 2.40
市道	伊川谷里797号線	神戸市西区伊川谷町上脇字表山1638番1地先から	新	210.00	最大 12.00 最小 2.40
		神戸市西区伊川谷町上脇字表山1637番1地先まで	旧	220.00	最大 7.00 最小 2.40
	伊川谷里75号線	神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ所64番2地先から	新	27.20	最大 28.00 最小 9.20
		神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ所58番3地先まで	旧	21.40	1.00
	野々谷線	神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ所64番2地先から	新	65.30	最大 5.40 最小 2.20
		神戸市西区伊川谷町布施畑字上ノ所54番3地先まで	旧	59.90	1.00
	永井谷線	神戸市西区伊川谷町別府字芝垣内1649番2地先から	新	45.40	最大 17.00 最小 9.40
		神戸市西区伊川谷町別府字芝垣内1649番2地先まで	旧	45.40	最大 9.70 最小 6.00

神戸市告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	弓場線	神戸市東灘区御影山手1丁目 293番1地先から	新	120.00	14.00
		神戸市東灘区御影山手1丁目 1842番7地先まで	旧	120.00	最大 8.50 最小 6.00
	住吉村合併 56号線	神戸市東灘区御影山手1丁目 1842番7地先から	新	17.00	14.00
		神戸市東灘区御影山手1丁目 1842番18地先まで	旧	17.00	6.00
	御影町合併 4号線	神戸市東灘区御影山手1丁目 293番1地先から	新	103.00	14.00
		神戸市東灘区御影山手1丁目 293番1地先まで	旧	103.00	最大 8.50 最小 8.30

神戸市告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成31年3月27日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	尻池北13号 線	神戸市長田区東尻池町2丁目 52番1地先から	新	30.50	最大 3.55 最小 3.53
		神戸市長田区東尻池町2丁目 72地先まで	旧	30.50	最大 3.11 最小 3.07

神戸市告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年 3月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	住吉村合併 10号線	神戸市東灘区住吉山手4丁目 1843番4地先から	新	80.00	最大 25.00 最小 15.00
		神戸市東灘区住吉山手4丁目 1843番10地先まで	旧	80.00	最大 9.00 最小 7.80
	住吉村合併 60号線	神戸市東灘区住吉山手4丁目 1846番58地先から	新	45.00	最大 18.00 最小 15.00
		神戸市東灘区御影山手1丁目 1711番2地先まで	旧	58.00	最大 6.40 最小 4.10
	東灘里90号 線	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目 2番1地先から	新	30.00	最大 40.00 最小 15.00
		神戸市東灘区御影山手1丁目 1711番1地先まで	旧	40.00	最大 6.10 最小 5.80
	無名2号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目 2番1地先から	新	25.00	最大 19.00 最小 15.00
		神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目 2番1地先まで	旧	37.00	最大 5.50 最小 4.70
	御影町合併 12号線	神戸市東灘区御影山手1丁目 1695番1地先から	新	20.00	最大 19.00 最小 16.00
		神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目 3番20地先まで	旧	20.00	4.00

公 告

神戸市公告第1345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防

火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成31年 3月 8日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市北区有野台2丁目1-6番地 1-7番地

神戸市公告第1354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成31年3月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成31年 3月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御影クラッセ

神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 荒木 直也
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目1番2号	代表取締役 井上 英明
株式会社ヘルスライフ	京都市上京区河原町通丸太町上ル 榎屋町375番地	代表取締役 小森 敏史
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫

白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町21番地	代表取締役 石田 章夫
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 石川 康晴
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号	代表取締役 寺脇 栄一
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	代表取締役 田中 仁
株式会社ブギーインターナショナル	大阪府中央区安土町3丁目3番9号	代表取締役 中山 善夫
株式会社フランシカ	神戸市中央区海岸通3丁目3番7号	代表取締役 本岡 仁
株式会社エヌディシージャパン	香川県高松市番町1丁目6番6号	代表取締役 石井 浩一
株式会社東急ハンズ	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 木村 成一
株式会社ルック	広島県福山市笠岡町4番23号	代表取締役 岡崎 芳明
株式会社アカクラ	東京都港区南青山6丁目7番地14号	代表取締役 伊藤 政宏
辻商株式会社	奈良県磯城郡田原本町八尾624番地1	代表取締役 辻本 憲之
株式会社H&S	兵庫県明石市立石2丁目1番34号-48	代表取締役 稲田 美枝子
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番24号	代表取締役 阿部 達也
株式会社L'Appartement Kobe	兵庫県西宮市甲陽園山王町1番88-404号	代表取締役 濱本 亮平
株式会社西尾	大阪府福島区吉町2丁目13-18	代表取締役 西尾 高行

株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 袖木 治
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 松崎 暁
株式会社AOKI	横浜市都筑区茅ヶ崎中央24番1号	代表取締役 中村 宏明
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	代表取締役 澁谷 年史
株式会社エイトカンパニー	神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 神戸ファッションマート203	代表取締役 野口 良治
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋1丁目11番2号	代表取締役 大野 禄太郎
株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目6番1号	代表取締役 加藤 通浩
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 佐藤 好潔
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	代表取締役 後藤 薫徳
川崎興産株式会社	長崎県長崎市出島町5番2号	代表取締役 川崎 孝

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪府北区角田町8番7号	代表取締役 荒木 直也
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目1番2号	代表取締役 井上 英明

株式会社ヘルスライフ	京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536	代表取締役 小森 敏史
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2丁目31番 8号	代表取締役 尾田 信夫
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町 4丁目 5番 5号	代表取締役 嘉納 健二
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3丁目10番 1号	代表取締役 飯島 延浩
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町21番地	代表取締役 石田 章夫
ブルーブルーエジパン株式会社	東京都渋谷区神宮前 6丁目13番 3号	代表取締役 神山 邦雄
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町 2番 8号	代表取締役 石川 康晴
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1丁目 2番 1号	代表取締役 寺脇 栄一
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜 3丁目17番 6号	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町 2丁目26番地 4	代表取締役 田中 仁
株式会社ブギーインターナショナル	大阪市中央区安土町 3丁目 3番 9号	代表取締役 中山 善夫
株式会社フランシカ	神戸市中央区栄町通 2丁目 2番 2号	代表取締役 本岡 仁
株式会社エヌディシージャパン	香川県高松市番町 1丁目 6番 6号	代表取締役 石井 浩一
株式会社東急ハンズ	東京都新宿区新宿 6丁目27番30号	代表取締役 木村 成一
株式会社ルック	広島県福山市笠岡町 4番23号	代表取締役 岡崎 芳明
株式会社アカクラ	東京都港区南青山 6丁目 7番地14号	代表取締役 達中 靖之
株式会社チュチュアンナ	大阪市中央区森ノ宮中央 1丁目10番 2号	代表取締役 上田 利昭
株式会社H&S	兵庫県明石市立石 2丁目 1番34号-48	代表取締役 稲田 美枝子
MXモバイリング株式会社	東京都江東区豊洲 3丁目 2番24号	代表取締役 阿部 達也

株式会社L' Apartment Kobe	神戸市東灘区御影中町3丁目2番4-1202号	代表取締役 濱本 亮平
株式会社西尾	大阪市福島区吉町2丁目13-18	代表取締役 西尾 高行
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 松崎 暁
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 諏訪 健治
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	代表取締役 澁谷 年史
株式会社エイトカンパニー	神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 神戸ファッションマート203	代表取締役 野口 良治
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋1丁目11番2号	代表取締役 大野 禄太郎
株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目6番1号	代表取締役 加藤 通浩
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 佐藤 好潔
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	代表取締役 後藤 薫徳
川崎興産株式会社	長崎県長崎市出島町5番2号	代表取締役 川崎 孝

3 変更の年月日及び変更する理由

平成31年2月21日 新規出店等のため

4 届出年月日

平成31年3月4日

5 縦覧期間

平成31年 3月13日から平成31年 7月12日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市役所本庁舎 1号館 7階

神戸市経済観光局経済部経済政策課

神戸市公告第1355号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、神戸市名谷町社谷土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 3月13日

神戸市長 久元喜造

氏名	住所
三宅 悟	神奈川県鎌倉市大町 3丁目 15番 1 - 1号
松本 裕和	神戸市垂水区名谷町字社谷1230番地の1
森岡 行弘	神戸市垂水区名谷町字前田889番地の3
松本 勉	神戸市垂水区名谷町1293番地の1
竹本 美恵子	神戸市垂水区名谷町891番地

神戸市公告第1356号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年 3月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）兵庫みどり公社（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、

乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

利用権の設定を受ける者（乙）		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者（甲）		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積（㎡）	氏名	住所	種類	内容（土地の利用目的を含む。）	始期	存続期間（終期）	借賃（年額）	借賃の支払の方法
川本 良明	神戸市西区押部谷町高和456	神戸市西区押部谷町高和字上野953	田	542	藤本 章	横浜市金沢区長浜1丁目7-8-2	使用貸借による権利	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日		
		神戸市西区押部谷町高和字上野982	田	446								
		神戸市西区押部谷町高和字上野982-2	田	446								
川本 良明	神戸市西区押部谷町高和456	神戸市西区押部谷町高和字奥ノ垣内25-2	田	200	藤本 壽則	神戸市西区押部谷町高和25	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	玄米 2 kg	平成31年12月20日までに借賃の全量を甲の住所へ持参する。
		神戸市西区押部谷町高和字手古494-1	田	2,624							玄米25kg	
		神戸市西区	田	506							玄米 5 kg	

		押部谷町高和字手古 494-2											
		神戸市西区押部谷町高和字萱本 1110	田	2,894							玄米28kg		
中西 好明	神戸市西区押部谷町細田393	神戸市西区押部谷町細田字イカウジ95	田	1,381	神戸市長久元 喜造	神戸市中央区加納町6丁目5-1	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	13,200円	平成31年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。	
		神戸市西区押部谷町細田字イカウジ96	田	1,247							11,900円		
山田 正一	神戸市西区押部谷町木津191	神戸市西区押部谷町木津字砂子1650	畑	746	神戸市長久元 喜造	神戸市中央区加納町6丁目5-1	賃借権	普通畑として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	7,200円	平成31年12月20日までに借賃の全額を甲の発行する納付書により振り込む。	
津村 議一	神戸市西区平野町黒田288	神戸市西区平野町堅田字中嶋1203-3	田	734	矢野 喜造	神戸市中央区中山手通6丁目8-6	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	7,000円	平成31年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ送付する。	
					矢野 喜恵子								神戸市中央区中山手通6丁目8-6
寺岡 茂喜	明石市大久保町松陰新田567	神戸市西区平野町堅田字栗町154	田	1,828	政井 美由紀	神戸市西区平野町堅田177-1	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	18,280円	平成31年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
					政井 清子								神戸市西区平野町堅田177-1
					神原 優子								神戸市西区平野町堅田158-3
池本 泰彦	神戸市西区神出町小束野45-12	神戸市西区神出町小束野字雌岡ノ下234	田	2,251	逸見 都誉幾	神戸市須磨区車字前ノ野498	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	22,500円	平成31年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
藤本 剛史	神戸市西区神出町東79-2	神戸市西区神出町東字苜屋谷407	田	2,308	逸見 都誉幾	神戸市須磨区車字前ノ野498	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成32年3月31日	23,000円	平成31年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
		神戸市西区神出町南字苜屋谷430-2	田	997							9,900円		
		神戸市西区神出町南字苜屋谷433-1	田	2,116							21,100円		
		神戸市西区神出町南字苜屋谷433	田	2,119							21,100円		

		- 2										
		神戸市西区 神出町南字 苅屋谷433 - 3	田	2,085							20,800 円	
		神戸市西区 神出町南字 苅屋谷435 - 4	田	3,724							37,200 円	
田中 和広	神戸市西区 岩岡町岩岡 1596- 1	神戸市西区 岩岡町岩岡 字中島1239 - 1	田	1,632	神戸市長 久元 喜造	神戸市中央 区加納町6 丁目5- 1	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成32年 3月31日	16,600 円	平成31年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の発 行する納付 書により振 り込む。
山崎 高志	神戸市西区 押部谷町高 和292- 1	神戸市西区 押部谷町高 和字萱本 1143- 1	田	1,172	藤本 大	神戸市西区 糞台2丁目 14- 7	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成33年 3月31日	11,720 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
永田 幹彦	神戸市西区 神出町宝勢 225	神戸市西区 神出町宝勢 字七反場 5035	畑	2,063	八木 清豪	神戸市西区 伊川谷町有 瀬57- 3	使用貸 借による 権利	普通畑とし て利用	平成31年 4月1日	平成33年 3月31日		
中野 信吾	神戸市垂水 区西舞子8 丁目1- 8	神戸市西区 平野町堅田 字北西山 1160	田	736	笹川 敬	神戸市西区 平野町堅田 396- 2	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成34年 3月31日	5,000 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
中野 信吾	神戸市垂水 区西舞子8 丁目1- 8	神戸市西区 平野町堅田 字北西山 1158- 1	田	823	中垣 勲	神戸市西区 平野町堅田 369- 2	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成34年 3月31日	8,230 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
		神戸市西区 平野町堅田 字北西山 1158- 2	田	411							4,110 円	
青木 賀則	神戸市西区 岩岡町野中 669	神戸市西区 岩岡町野中 字神出道上 1006- 2	田	963	生田 知子	神戸市西区 岩岡町野中 1006- 1	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成34年 3月31日	13,000 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
		神戸市西区 岩岡町野中 字神出道上 1008- 2	田	527							7,114 円	
		神戸市西区 岩岡町古郷 字添池下 1835- 1	田	590							7,965 円	
青木 賀則	神戸市西区 岩岡町野中 669	神戸市西区 岩岡町古郷 字大池下 1657- 1	田	1,387	向井 裕子	神戸市須磨 区竜が台6 丁目18- 67	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成34年 3月31日	18,724 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す
		神戸市西区	田	1,350							18,225	

		岩岡町古郷 字大池下 1657-2										円	る。
藤原 昌之	神戸市西区 岩岡町岩岡 2770	神戸市西区 岩岡町古郷 西場3101-1	田	2,130	田中 一之	神戸市西区 岩岡町古郷 2071	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成34年 3月31日	23,430	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	
		神戸市西区 岩岡町古郷 西場3102	田	1,997							21,967		
辻井 康平	神戸市北区 八多町附物 973	神戸市北区 八多町附物 字モミノ木 448-2	畑	82	辻井 豊子	神戸市北区 八多町附物 973	使用貸 借によ る権利	普通畑とし て利用	本公告の 日	平成35年 12月31日			
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 966-1	田	1,064				水田として 利用					
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 972-1	田	1,294									
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 972-4	田	820									
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 974-1	田	159									
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 975	畑	360				普通畑とし て利用					
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 976	畑	148									
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 977-1	畑	42									
		神戸市北区 八多町附物 字下面水 977-2	畑	9.91									
		神戸市北区 八多町附物 字神主田 1030-1	田	1,010				水田として 利用					
		神戸市北区 八多町附物 字下俣垣 1036-1	田	917									
		神戸市北区 八多町附物 字下俣垣 1037	田	515									

		神戸市北区 八多町附物 字下俣垣 1038	田	396									
		神戸市北区 八多町附物 字下俣垣 1039-1	田	1,358									
		神戸市北区 八多町附物 字下俣垣 1039-2	畑	11			普通畑として 利用						
		神戸市北区 八多町附物 字十五町 1082-1	田	363			水田として 利用						
		神戸市北区 八多町附物 字十五町 1083-1	田	64									
大前 真一	神戸市北区 淡河町野瀬 801	神戸市北区 淡河町野瀬 字東前田 3113-2	田	751	内等 久夫	神戸市北区 淡河町野瀬 811	使用貸 借によ る権利	水田として 利用	本公告の 日	平成35年 12月31日			
今井 三代 治	神戸市北区 淡河町神田 643	神戸市北区 淡河町神田 字市谷1540	田	4,018	笹尾 茂子	神戸市北区 淡河町神田 783	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成35年 12月31日	玄米 175kg	毎年12月20 日までに当 該年にかか る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。	
		神戸市北区 淡河町神田 字大芝1718	田	1,721							玄米75kg		
		神戸市北区 淡河町神田 字大芝1721	田	2,470							玄米 107kg		
		神戸市北区 淡河町神田 字大芝1724	田	1,659							玄米72kg		
		神戸市北区 淡河町神田 字大芝1732	田	317							玄米14kg		
		神戸市北区 淡河町神田 字大芝1733	田	849							玄米37kg		
定連 克己	神戸市西区 伊川谷町小 寺338-1	神戸市西区 伊川谷町長 坂字玉子原 467-2	田	1,762	井上 利夫 井上 博子 井上 朋恵	神戸市西区 伊川谷町有 瀬1051 神戸市西区 伊川谷町有 瀬1051 横浜市緑区 いぶき野19 -16	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成36年 3月31日	玄米30kg	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 量を甲の住 所へ持参す る。	
後藤 萬壽 夫	神戸市西区 榎谷町栃木 426-2	神戸市西区 榎谷町栃木 字火燈1203 -1	田	2,243	雪永 博子	神戸市西区 榎谷町栃木 544	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成36年 3月31日	14,400 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。	

中野 信吾	神戸市垂水区西舞子8丁目1-8	神戸市西区榎谷町松本字東山1170	畑	1,817	二星 せつ子	神戸市西区榎谷町松本326	賃借権	普通畑として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	20,000円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
寺口 正文	神戸市西区押部谷町高和470-1	神戸市西区押部谷町高和字溝田593	田	1,083	池田 善彦 池田 アイ子	神戸市西区押部谷町高和641-2 神戸市西区押部谷町高和641-2	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	玄米30kg	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
井上 貴史	神戸市西区平野町下村210	神戸市西区平野町下村字西河原40-1	田	185	小林 美紀	神戸市西区平野町下村235-1	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	1,880円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
井上 貴史	神戸市西区平野町下村210	神戸市西区平野町下村字西河原40-2	田	185	小林 要	神戸市西区池上4丁目26-1-N-2	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	1,880円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
中井 知広	神戸市西区神出町宝勢127-1	神戸市西区神出町宝勢字浦側4284	田	1,470	岩井 ヨウ	神戸市西区神出町宝勢194-2	使用貸借による権利	水田として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日		
		神戸市西区神出町宝勢字浦側4304	田	1,869								
永田 幹彦	神戸市西区神出町宝勢225	神戸市西区神出町紫合字中筋252	田	555	金子 紀之	神戸市西区王塚台5丁目111-1	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	2,700円	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
		神戸市西区神出町紫合字中筋256-1	田	1,692							8,300円	
		神戸市西区神出町紫合字中筋256-2	田	146							700円	
		神戸市西区神出町紫合字中筋256-3	田	654							3,300円	
正井 浩也	神戸市西区神出町宝勢313	神戸市西区神出町宝勢大道池尻2665	畑	2,302	山口 泰寛	明石市松の内2丁目1-6-701	使用貸借による権利	普通畑として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日		
		神戸市西区神出町宝勢大道池尻2666	畑	2,290								
株式会社近藤農産代表取締役	神戸市西区神出町宝勢1354	神戸市西区神出町池田字上場18	田	1,887	瑠東 育男	神戸市西区神出町紫合68-8	賃借権	水田として利用	平成31年4月1日	平成36年3月31日	20,757円	毎年12月20日までに当該年度に係

近藤 良典		神戸市西区 神出町紫合 字長割68- 7	田	1,563							17,193 円	る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
前田 常貴	神戸市西区 岩岡町野中 960	神戸市西区 岩岡町野中 字内山177 -1	田	2,295	芝田 健輔	神戸市西区 岩岡町野中 858-3	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成36年 3月31日	21,700 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の住 所へ持参す る。
兵庫六甲農 業協同組合 代表理事組 合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2 丁目12-13	神戸市西区 岩岡町岩岡 字和田ヶ市 3147	田	1,885	橋本 良之	神戸市西区 岩岡町岩岡 1871	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成40年 3月31日	56,550 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。
林 毅	神戸市西区 竜が岡2丁 目1-1- 103	神戸市西区 岩岡町岩岡 字和田ヶ市 3147	田	1,885	兵庫六甲農 業協同組合 代表理事組 合長 吉田 康弘	神戸市北区 有野中町2 丁目12-13	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成40年 3月31日	56,550 円	毎年12月20 日までに当 該年度に係 る借賃の全 額を甲の指 定する預金 口座へ振り 込む。
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市北区 道場町塩田 字神代519	田	1,605	上り口 寛 武	伊丹市梅ノ 木4丁目2 -20	賃借権	水田として 利用	平成31年 3月31日	平成41年 4月30日	16,050 円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市北区 八多町下小 名田字四反 田廻り864	田	479	岡那 隆司	神戸市北区 八多町下小 名田850- 2	賃借権	水田として 利用	平成31年 3月31日	平成41年 4月30日	4,790 円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
公益社団法人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	神戸市中央 区下山手通 5丁目7- 18	神戸市北区 八多町下小 名田字町田 984	田	292	岡那 優	神戸市北区 八多町下小 名田459	賃借権	水田として 利用	平成31年 3月31日	平成41年 4月30日	2,920 円	毎年度12月 中に乙の指 定する方法 で支払う。
		神戸市北区 八多町下小 名田字町田 985	田	2,102							21,020 円	
		神戸市北区 八多町下小 名田字町田 988	田	800							8,000 円	
		神戸市北区 八多町下小 名田字町田 991	田	1,495							14,950 円	
		神戸市北区 八多町下小 名田字四反 田廻り863	田	2,217							22,170 円	
公益社団法人	神戸市中央	神戸市西区	田	2,498	西馬 修治	神戸市西区	賃借権	水田として	平成31年	平成41年	24,980	毎年度12月

人 兵庫みどり 公社 理事長 新岡 史朗	区下山手通 5丁目7- 18	神出町宝勢 字岡3937			神出町宝勢 1536-2	利用	3月31日	4月30日	円	中に乙の指 定する方法 で支払う。
----------------------------------	----------------------	-----------------	--	--	-----------------	----	-------	-------	---	-------------------------

神戸市公告第1357号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年 3月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在，地番，地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類，内容（土地の利用目的を含む。），始
期，存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか，次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は，災害その他やむを得ない事由のため，
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす
ることができない場合は，相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において，別
表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により，30%を超える損害を被った場合，乙は，
甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は，甲及び乙が協議して定めるものとし，その協議が調わないときは，
神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は，別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
ただし，特別の事情があるときは，あらかじめ市と協議の上，所定の手続きを経て解約す
ることができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は，目的物を転貸し，又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）兵庫みどり公社（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に神戸市長あてに農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

(解除条件付)

利用権の設定を受ける者(乙)		利用権の設定を受ける土地			利用権の設定を行う者(甲)		設定を受ける利用権					
氏名	住所	所在及び地番	地目	面積(m ²)	氏名	住所	種類	内容(土地の利用目的を含む。)	始期	存続期間(終期)	借賃(年額)	借賃の支払の方法
山陽Amnak株式会社 代表取締役 藤田 雅哉	神戸市西区 平野町中津 401	神戸市西区 神出町東字 赤坂2600	田	1,147	神戸市長 久元 喜造	神戸市中央 区加納町6 丁目5-1	賃借権	水田として 利用	平成31年 4月1日	平成32年 3月31日	11,800 円	平成31年12 月20日まで に借賃の全 額を甲の発 行する納付 書により振 り込む。

北神鉄工株式会社 代表取締役 山本 一廣	神戸市北区 道場町塩田 1988-3	神戸市北区 道場町日下 部字小森上 通294-1	田	1,215	山本 一廣	神戸市北区 道場町日下 部125-2	賃借権	水田として 利用	本公告の 日	平成35年 12月31日	14,580 円	毎年12月20 日までに当 該年に係る 借賃の全額 を甲の指定 する預金口 座へ振り込 む。
		神戸市北区 道場町日下 部字小森上 通295-1	田	1,541							18,492 円	
		神戸市北区 道場町日下 部字小森上 通295-3	田	700							8,400 円	

神戸市公告第1358号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

平成31年 3月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所有権の移転を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が所有権の移転を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について所有権の移転を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法、土地の引渡時期並びに所有権の移転に係る当事者間の法律関係
別表のとおり
- 5 第2項に規定する土地についての所有権の移転の条件
この農用地利用集積計画に定めるところにより移転される所有権の条件は、別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 法律関係の失効
別表に定める所有権の移転の時期までに対価の全部の支払がなされなかったときは、この農用地利用集積計画に定めるところにより行われる所有権の移転に係る法律関係は、失効する。
 - (2) 所有権以外の権利の消滅
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権が設定されている場合においては、所有権の移転を行う者（以下「甲」という。）は、別表に定める所有権の移転の時期までに、当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、その登記を抹消しなければならない。
 - (3) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(4) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して定める。

(5) 法律関係の解除

甲又は乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画に定めるところにより行われる所有権の移転に係る法律関係を解除することができる。

(6) 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(7) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

(所有権移転)

所有権の移転を受ける者（乙）		所有権の移転を受ける土地			所有権の移転を行う者（甲）		所有権の移転の内容					所有権の移転に係る当事者間の法律関係	
氏名	住所	所在及び地番	地目		面積(m ²)	氏名	住所	土地の利用目的	所有権移転の時期	対価	対価の支払いの方法		土地の引き渡し時期
			登記簿	現況									
松井 雅広	神戸市西区岩岡町岩岡124番地	神戸市西区岩岡町岩岡字中場117番1	畑	畑	1,381	衣笠 操	神戸市西区竜が岡4丁目16番地の2	普通畑として利用	平成31年3月25日	418,485円	平成31年3月25日まで対価の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	平成31年3月25日	売買
			畑	畑	387			普通畑として利用		117,273円			
			田	田	2,527			水田として利用		664,242円			

神戸市公告第1359号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成31年3月14日から4月以内に、神戸市に

対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成31年 3月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 神戸北区上津台商業施設

神戸市北区上津台1丁目18 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
有限会社高浜興産	兵庫県姫路市広畑区末広町2丁目 1466番地	代表取締役 高濱 美鈴

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柳井 正
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柚木 治

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年11月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,084平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物1階及び敷地南側	111台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物南側	27台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物西側	50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物西側	23.2立方メートル
建物西側	23.2立方メートル
合 計	46.4立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置	出入口の数
敷地東面	出入口：1ヶ所
敷地南面	入 口：1ヶ所
敷地南面	出 口：1ヶ所
合 計	3ヶ所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成31年 3月 6日

9 縦覧期間

平成31年 3月14日から平成31年 7月16日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館7階

神戸市経済観光局経済部経済政策課

神戸市公告第1368号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第61条第1項の規定により市民緑地設置管理計画を認定するので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定した市民緑地設置管理計画

申請者	ミズノスポーツサービス株式会社
名称	ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地
認定場所	神戸市兵庫区上庄通 1 丁目 1
区域面積	1,052㎡
整備する緑化施設	芝生広場

2 認定期間

平成31年 4月 1日より 5ヵ年

神戸市公告第1369号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条第 1 項の規定により緑地保全・緑化推進法人を指定するので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定した緑地保全・緑化推進法人

申請者	ミズノスポーツサービス株式会社
事務所の所在地	大阪府中央区北浜 4 丁目 1 番23

神戸市公告第1370号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3月規則第117号）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり王子公園駐車場の供用時間を変更する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

供用日及び供用時間

供用日	供用時間
平成31年 4月 7日（日）	午前 9 時00分から午後 5 時30分
平成31年 4月14日（日）	午前 9 時00分から午後 7 時00分
平成31年 4月27日（土）	午前 9 時00分から午後 6 時30分
平成31年 5月 5日（日）	午前 9 時00分から午後 5 時30分
平成31年 5月11日（土）	午前 9 時00分から午後 9 時00分
平成31年 5月19日（日）	午前 9 時00分から午後 6 時00分

平成31年 5 月26日 (日)	午前 9 時00分から午後 8 時00分
平成31年 6 月 1 日 (土)	午前 9 時00分から午後 6 時00分
平成31年 6 月 2 日 (日)	午前 9 時00分から午後 7 時00分
平成31年 6 月 9 日 (日)	午前 9 時00分から午後 5 時30分
平成31年 6 月16日 (日)	午前 9 時00分から午後 7 時30分
平成31年 6 月23日 (日)	午前 9 時00分から午後 6 時00分
平成31年 7 月27日 (土)	午前 9 時00分から午後 9 時00分

神戸市公告第1371号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定により道路として指定したものは次のとおりです。

平成31年 3 月26日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指 定 年月日	道路の名称	道路の位置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年度 第 1 号	平成31年 2 月20日	神戸国際港都建設工業団地 造成事業 西神第 3 地区工業団地造成 事業 区画道路20号線	神戸市西区見津が丘 1 丁目 神戸市西区見津が丘 6 丁目	700	16

備考 道路の位置の詳細については、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課備付けの図面の
のとおり

神戸市公告第1372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置を指定したものは次のとおりです。

平成 31年 3 月26日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年度 第14号	平成31年 2 月27日	神戸市東灘区向洋町西 6 丁目30番	109. 92	15. 46から 15. 56

備考 道路の位置の詳細については、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課備付けの図面の
のとおり

神戸市公告第1373号

神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

平成31年 3月26日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
平成30年度 第2号	平成30年6月7日	神戸市中央区中山手通3丁目5番1, 5番2, 5番17, 5番23	27.7	4.0
平成30年度 第3号	平成30年6月21日	神戸市須磨区松風町七丁目9番5, 9番6	29.67	4.00
平成30年度 第4号	平成30年6月21日	神戸市兵庫区築地町46番2	①215.42 ②51.03	①8.73から 9.48 ②8.85から 8.86
平成30年度 第5号	平成30年7月25日	神戸市垂水区五色山4丁目1499-1	16.467	4
平成30年度 第6号	平成30年9月5日	神戸市兵庫区和田崎町3丁目3-13, 3-19, 3-27	17.345	4.0
平成30年度 第7号	平成30年9月28日	神戸市垂水区舞子台1丁目1891-3, 1891-22	13.90	4.0
平成30年度 第8号	平成30年10月10日	神戸市長田区高取山町二丁目25番35の一部	10.25	4.00
平成30年度 第9号	平成30年10月23日	神戸市須磨区潮見台町四丁目22番11	—	4.00 (隅切り部分)
平成30年度 第10号	平成30年11月6日	神戸市中央区下山手通九丁目98番1, 98番6, 98番5	105.02	4.00
平成30年度 第11号	平成30年12月6日	神戸市灘区五毛通一丁目2番1	16.9	4.0
平成30年度 第12号	平成31年2月19日	神戸市須磨区稲葉町3丁目20番2, 20番3	25.50	4.00
平成30年度 第13号	平成31年2月27日	神戸市東灘区向洋町西6丁目30番	109.92	17

備考 道路の位置の詳細については、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課備付けの図面のとおり

神戸市公告第1374号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3月規則第117号）第 5 条第 3 項の規定により，平成31年 3月31日（日）から同年 4月 2日（火）までの動物園の供用時間を午前 9時から午後 9時まで（午後 5時から午後 6時までを除く），及び王子公園駐車場の供用時間を午前 9時から午後 9時までに変更する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告第1375号

神戸市都市公園条例（昭和33年 3月規則第54号）第15条並びに神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3月規則第117号）第 8 条第 3 項の規定により，平成31年 3月31日（日）から同年 4月 2日（火）まで（午後 6時から午後 9時までに限る）の間は，動物園について同条例第 8 条第 1 項の許可を受けた者に係る使用料を免除する。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告第1376号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告します。

平成31年 3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区白水 1 丁目17番 1， 17番 2， 17番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区白水 1 丁目23番 9 号
山本 幸雄
- 3 許可番号
平成30年12月13日 第6926号

水 道 局

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月13日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

神戸市水道管理規程第10号

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局会計規程（昭和39年 4月水道管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「経営企画部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「経営企画課長」に改め、同条第 9項中「経営企画部総務課監理担当係長」を「経営企画課経営企画担当係長」に改める。

第15条第 1項、第21条、第49条第 3項、第57条第 1項第 1号、同項第 2号、同条第 2項、第 84条第 1項、第97条、第98条第 1項、同条第 4項、第100条、第101条第 1項、同条第 2項、第 103条、第105条、第106条、第109条、第110条、第111条、第116条第 2項、第120条第 2項、第 122条第 1項、同条第 3項、第123条、第124条、第126条、第127条第 1項、第129条、第130条第 1項、第132条、第133条、第134条第 1項、第136条第 2項、同条第 3項、第137条第 1項、同条第 2項、第138条第 1項、第139条第 1項、同条第 2項、第141条第 1項、同条第 2項、第 143条第 1項及び同条第 2項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この管理規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

神戸市水道局物品会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月13日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

神戸市水道管理規程第11号

神戸市水道局物品会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局物品会計規程（平成29年 3月水道管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 2項中「経営企画部総務課長」を「経営企画課長」に改め、同条第 3項中「経営企画部総務課監理担当係長」を「経営企画課経営企画担当係長」に改める。

附 則

この管理規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

水道事業手許現金取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月13日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

神戸市水道管理規程第12号

水道事業手許現金取扱規程の一部を改正する規程

水道事業手許現金取扱規程（昭和35年 4月水道管理規程第 1号）の一部を次のように改正する。

第 8 条，第 9 条第 1 項，第10条第15号，第11条第 1 項，同条第 3 項，第12条，第13条第 1 項及び同条第 2 項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第 2 号様式中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この管理規程は，平成31年 4月 1 日から施行する。

工業用水道事業小口現金取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月13日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

神戸市水道管理規程第13号

工業用水道事業小口現金取扱規程の一部を改正する規程

工業用水道事業小口現金取扱規程（昭和38年 4月水道管理規程第 2号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この管理規程は，平成31年 4月 1 日から施行する。

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月13日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

神戸市水道管理規程第14号

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和33年 7月水道管理規程第 9号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 本市の水道事業により供給される水以外のものを併設する場合など，誤って給水装置以外の水管その他設備に直接連結されるおそれのある建築物は，受水タンク式給水によるものを原則とする。

附 則

この管理規程は，平成31年 4月 1 日から施行する。

神戸市水道告示第28号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

平成31年 3月26日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

事業者			事業所		指定年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
株式会社藤原組	神戸市北区道場町日下部1780番地	代表取締役 藤原 宏明	株式会社藤原組	神戸市北区道場町日下部1780番地	平成31年 2月28日
平野設備工業	神戸市西区平野町常本255番地	代表者 藤本 勝博	平野設備工業	神戸市西区平野町常本254番地	平成31年 2月28日
栄建工業株式会社	西宮市大島町7番6号	代表取締役 和山 直美	栄建工業株式会社	西宮市大島町7番6号	平成31年 2月28日
関西タクト株式会社	神戸市西区大津和2丁目5番地1	代表取締役 谷岡 哲広	関西タクト株式会社	神戸市西区大津和2丁目5番地1	平成31年 2月28日
西神アクアテック	神戸市西区樫野台2丁目29番地の7	原田 匡俊	西神アクアテック	神戸市西区樫野台2丁目29番地の7	平成31年 2月28日
西神設備	神戸市西区竹の台1丁目3番地の12	米須 次郎	西神設備	明石市大道町1-5-57 若草ハイツ102	平成31年 2月28日
ガスコーポレーション	大阪市北区池田町1番2-339号	森田 ダニエラ	ガスコーポレーション	大阪市北区池田町1番2-339号	平成31年 2月28日
株式会社倉式system	神戸市須磨区車字道谷山3番地の10	代表取締役 倉橋 幸男	株式会社倉式system	神戸市須磨区車字道谷山3番地の10	平成31年 2月28日

交 通 局

神戸市交通告示第4号

路線の種別，料金区間，運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

平成31年 3月26日

神戸市交通事業管理者 岸田 泰幸

1 普通区（均一制）の運転系統及び料金の表中

30の1の項の次に

「

30の2	JR甲南山手 ～深江浜町西	阪神深江
------	---------------	------

」

を加える。

31の項の次に

「

31の1	J R 本山駅前 ～西岡本7丁目	岡本9丁目
------	------------------	-------

」

を加える。

40の項の次に

「

41	西神南駅前 ～西神南駅前	サイエンスパーク
----	--------------	----------

」

を加える。

75の項を次のとおり改める。

「

75	妙法寺駅前 ～須磨一の谷	西須磨小学校前
----	--------------	---------

」

85の1の項を削除。

101の項の次に

「

101の1	三宮駅ターミナル前～三宮駅ターミナル前	筒井住宅南， 県立美術館前， 日赤病院前
-------	---------------------	-------------------------

」

を加える。

112の項を次のとおり改める。

「

112	神戸駅前 ～ J R 鷹取駅	大学病院前， 名倉町， 東須磨 地域福祉センター下
-----	----------------	------------------------------

」

施行日

この改正は，平成31年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

神戸市選告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数，同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定によ

る選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成31年 3月 8日

神戸市選挙管理委員会
委員長 井上考之

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>25,309</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>210,903</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>258,177</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>58,090</u>
	灘区	<u>36,060</u>
	中央区	<u>36,150</u>
	兵庫区	<u>30,070</u>
	北区	<u>60,763</u>
	長田区	<u>26,721</u>
	須磨区	<u>45,241</u>
	垂水区	<u>61,392</u>
	西区	<u>67,322</u>

神戸市選告示第14号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3月13日

神戸市選挙管理委員会
委員長 井上考之

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「区長」の次に「及び北神担当区長」を加える。

第20条第1項中「担当部長（北区及び須磨区に限る。）」を「担当部長（須磨区に限る。）」に改める。

同条第3項の表担当部長の項中「北区役所北神支所長及び須磨区役所北須磨支所長」を「須磨区役所北須磨支所長」に、同表広報課長の項中「総務部まちづくり推進課長及び総務部まちづくり課長」を「総務部まちづくり課長」に、同表普及課長の項中「総務部まちづくり支援課長及び総務部担当課長のうち市長が指定した者」を「総務部担当課長のうち市長が指定した

者」に、同表管理課長の項中「総務部市民課長（須磨区役所北須磨支所を除く。）」を「総務部市民課長」に、同表担当課長の項中「北区役所北神支所市民課長」を「北神区役所市民課長」に、同表出張所長の項中「西区役所の出張所長」を「西区役所総務部西神中央出張所長」に、同表担当係長の項中「北区役所北神支所市民課総務係長」を「北神区役所市民課総務係長」に、同表出張所副所長の項中「西区役所の出張所副所長」を「西区役所総務部西神中央出張所副所長」に、同表中「北神支所員」の項を「北神区役所員」に改め、同項中「北区役所北神支所市民課総務係員（市長が指定した者に限る。）」を「北神区役所市民課総務係員（市長が指定した者に限る。）」に、同表出張所員の項中「西区役所の出張所員（市長が指定した者に限る。）」を「西区役所総務部西神中央出張所員（市長が指定した者に限る。）」に改める。

別表（第19条関係）の選挙課選挙係の項中、第9号及び第11号を削り、第10号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とする。同表中「北神支所」の項を「北神区役所」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

神戸市人事委員会

委員長 川野 理

神戸市人事委員会規則第5号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年4月人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

神戸市人事委員会

委員長 川野 理

神戸市人事委員会規則第6号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1項1の項中、

「

調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 整備工 汽かん士 鋸金溶接工 自動車整備技士 鋸金溶接技士 電工

を

「

調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 整備工 鋸金溶接工 自動車整備技士 鋸金溶接技士 電工

に改め、

」

」

同表項2の項中、

「

調理士助手 防疫手 営繕工 造園手 第1作業手 第2作業手 第3作業手 機械操作手 衛生業務手 予防衛生業務員 病院業務員 農場手 牧場手 土木工手 動物飼育手 建設技術手 甲板員 機関員 水道局作業手 飼育員 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 検車技士 電気技士 電話交換手 守衛 更生業務員 介護業務員 施設管理員 管理員

を

「

調理員 防疫手 営繕工 造園手 環境技術手 機械操作手 衛生業務手 予防衛生業務員 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手 甲板員 機関員 水道局作業手 高速鉄道車掌 駅掌 保線技士 検車技士 電気技士 電話交換手 守衛 更生業務員 介護業務員 施設管理員 管理員

に改め、

」

」

同表項3の項中、

「

助手（電工 防疫手 営繕工 造園手 機械操作手 衛生業務手 予防衛生業務員 病院業務員 農場手 牧場手 土木工手 動物飼育手 建設技術手 甲板員 機関員 水道局作業手 飼育員 施設管理員 管理員の助手に限る。）
調理士見習 見習技士（自動車整備技士 鋸金溶接技士 保線技士 検車技士 電気技士の見習技士に限る。）

- (1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。
- (2) 電工助手，調理士見習並びに自動車整備技士及び鋸金溶接技士の見習技士については，採用後の修習訓練により適当な期間内に職に必要な技能等を取得するに至る見込みが確実な者であること。
- (3) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。

を

」

」

「

助手（電工 防疫手 営繕工 造園手 機械操作手 衛生業務手 予防衛生業務員 病院業務員 土木工手 動物飼育手 建設技術手

- (1) 年齢15歳以上18歳未満の者であること。
- (2) 電工助手並びに自動車整備技士及び鋸金溶接技士の見習技士については，採用後の修習訓練により適当な期間内に職に

に改め、

甲板員 機関員 水道局作業手
施設管理員 管理員の助手に限
る。) 見習技士 (自動車整備技
士 钣金溶接技士 保線技士 検
車技士 電気技士の見習技士に限
る。)

必要な技能等を取得するに至る見込みが
確実な者であること。
(3) 必要に応じて行う筆記考査又は実地考
査に合格すること。

同表備考中、「汽かん士については都道府県労働局長によるボイラー技士免許、」を削除する。

別表第2第2項第1号ア中、「農場手、牧場手、」を削除し、「機関員、水道局作業手及び飼育員」を「機関員及び水道局作業手」に改め、同号イ中「第1作業手、第2作業手、第3作業手」を「環境技術手」に改め、同項第3号ア中、「調理士」を「調理士、調理員」に改め、同号イを削除し、ウをイとし、エをウとする。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成31年3月8日

神戸市人事委員会
委員長 川 野 理

神戸市人事委員会訓令甲第2号

職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程の一部を改正する訓令

職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程（平成10年4月人委訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「身体障害者を対象とした採用選考（以下「身体障害者対象選考」という。）」を「障害者を対象とした採用選考（以下「障害者対象選考」という。）」に、第3条第2号及び第4条第2号中「身体障害者対象選考」を「障害者対象選考」に改め、様式第2号中

「

選考の種類	身体障害者を対象とした職員採用選考
-------	-------------------

」を

「

選考の種類	障害者を対象とした職員採用選考
-------	-----------------

」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月以降に実施する選考から適用する。